

笠間市立大原小学校 いじめ防止基本方針

令和5年8月1日 改定

1 いじめの定義といじめ防止に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの』と定義とする。(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) いじめ防止に対する基本的な考え方

- いじめは、児童間では常に起こりうるものであるという認識の下に、未然防止を対策の基本とする。
- いじめは、大きな人権侵害であり、犯罪にもなりうる行為であることを児童生徒に理解させる教育活動を充実する。
- いじめの兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処するとともに、いじめを受けた児童生徒の生命の安全、心身のケアに配慮する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景による事情の調査を行い、児童の感じる被害者に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 学校ばかりでなく、保護者・地域住民などとの連携を大切に、いじめ撲滅を多くの人たちが関わる活動とする。
- 児童が主体的、積極的にいじめ防止に取り組む態度を育てる。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校対策委員会

いじめ防止等の対策のための「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、定期的に、または臨時に委員会を開催する。

(2) 職員会議や職員集会での情報交換及び共通理解

月に1度の職員会議では全学級から特別な配慮を要する児童や学級の状況等についての情報交換により共通理解を行う。また、週に1度の職員集会では情報交換により共通理解を行う。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実(居場所づくり・絆づくり)

- 学級担任は、毎朝、教室で明るいあいさつと笑顔で児童を迎え、安心していられる学級をつくる。
- 他者の個性や思いを認め、尊重することができる集団作りを通して自己有用感を獲得させる。(定期的なソーシャルスキルトレーニング等の実施)
- 授業を含めた学校生活の中で、常に児童のよさを見つめタイミングよく称賛するなど、児童が活躍できる場を設定する。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人に充実感や達成感をもたせる。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業の相互参観を行い、授業力の向上を図る。(教員1人当たり、年間1回以上公開)
- 市自殺予防教育指導マニュアル「かがやき」の効果的な活用を研修する。
- 栽培活動や昼休みの外遊び、愛校作業等を縦割り班活動で行い、協力や思いやりの心、高学年のリーダーシップ等を育てる。
- 地域の行事に積極的に参加したり学校行事に地域の方に協力してもらったりする中で、地域一員としての所属感を高めると同時に、他者を尊重する心を養う。

(3) 相談体制の充実

- 養護教諭が、保健室来室児童に対して共感的に話を聞き、必要に応じ担任や管理職、保護者との連携を通して児童の心のケアに努める。
- 「いじめ未然防止アンケート」を毎月1回、Q-Uを年2回実施し、それらの資料を活用して、その後の教育相談を充実させる。
- 「校内オンライン相談窓口」を設置することにより、不安や悩みを抱える児童生徒がSOSを出しやすい環境づくりをする。
- 茨城県スクールロイヤー派遣事業を活用し、法的な観点からいじめ防止等について学ぶ機会を保障する。(5-6年)
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連絡・協力して、専門スタッフでチームを設け、いじめの未然防止を図る。特に「SOSの出し方に関する教育」は、年に1回は必ず実施する。

- (4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
- インターネット機器の使用状況についての調査を定期的に行い、実態把握に努める。
 - 実態を踏まえての、学級活動等における情報モラル教育を実施するなど、保護者も含めて、啓発活動を行う。
 - 外部講師を招いての携帯電話等の安全使用に関する学習会を実施する。(主に高学年)

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 学級での取組
- 担任が、児童との会話や訴えやアンケート等からいじめの兆候や児童間のトラブル、悩み等を把握して、関係児童に対応する。
 - 担任が、休み時間や給食、清掃の時間の様子に目を配り、状況に応じて全体指導や個別指導を行う。
- (2) 保護者や地域、関係機関との連携
- 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
 - 犯罪とも言うべきいじめ問題については警察等の関係機関に速やかに通報を行い、地域ぐるみで解決する。
 - 区長や防犯連絡委員等と連携し、児童の登下校の様子でいじめの兆候等が見られる時は学校に連絡してもらう。
 - 「いじめ・体罰解消サポートセンター」等の電話番号を保護者に知らせ、保護者・児童が気軽に活用できるようにする。

5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめの相談を受けた場合の対応:即日、組織的な対応につなげ、翌日から児童が安心して登校できる環境整備に努める。
- 速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
 - いじめの事実関係を調査し、明確にする。
 - いじめの事実を確認した場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開き、組織的な対応を協議する。
 - いじめの解消については、『いじめの行為が止んでいる期間を少なくとも3ヶ月』を目安とする。
- (2) 児童・保護者への対応
- ① いじめを受けた児童・保護者に対して
- ・ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
 - ・ 養護教諭やスクールカウンセラーを中心に、心のケアに努め、児童の気持ちに寄り添う。
 - ・ 保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行うなどの措置を講じる。
- ② いじめを行った児童・保護者に対して
- ・ 自己の行った行為を振り返らせ、その行為がいじめを受けた児童に苦痛を与えたことを指導し、いじめを受けた児童に謝罪させる。
 - ・ いじめの事実を振り返らせ、今後の対応や再発防止について児童、保護者と共通理解を図る。また、保護者に今後の対応について理解、協力を得る
- (3) いじめをはやしたてたり、黙認したりした児童について
- ・ はやしたてた行為は、いじめの加害になっていることを指導する。また、黙認した児童については、いじめをやめさせなくても誰か大人へ伝える勇気をもつよう指導する。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
 - いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合 (「いじめ防止対策推進法」より)
- (2) 重大事態への対処:「県いじめの重大事態対応マニュアル」に基づき対応する。
- 学校のみで判断することなく、重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - 教育委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携をとる。
 - 上記調査結果について、いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - 児童または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことを留意する。
 - いじめに関する情報は組織で共有し、認知し、対応する。なお、担任等による抱え込みは、法令違反となり得ることを共有する。

7 関連機関との連携

- 必要に応じて教育委員会や適応指導教室などの関係諸機関と連携して課題解決に取り組む。

8 その他

- (1) 性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- (2) 新型コロナウイルスに感染した児童について、心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- (3) 本いじめ防止基本方針は、適事見直しを行う。(年1回以上)